

第16期第1回北部日本海連合海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年5月26日(月) 16時00分から16時20分まで
- 2 開催場所 札幌市 第2水産ビル4階4S会議室
- 3 出席委員 白取記夫 齋藤考良 佐藤 満 祐川博樹  
 蝦名 修 池守 力 佐藤一義 上山稔彦  
 中村貞夫
- 4 欠席委員 大石康雄 大谷由博 相内宏行
- 5 臨席者 水産林務部水産局漁業管理係 課長 物見文雄  
 水産林務部水産局漁業管理係 主幹 池田聖治  
 水産林務部水産局漁業管理係 課長補佐 大津康義  
 水産林務部水産局漁業管理係 課長補佐 相川英毅  
 水産林務部水産局漁業管理係 係長 藤原智史  
 水産林務部水産局漁業管理係 主任 西田策紀  
 水産林務部水産局漁業管理係 主事 西田 至
- 6 事務局 宗谷海区漁業調整委員会 事務局長 辻 宏幸  
 宗谷海区漁業調整委員会 専門主任 藤木 亜季  
 留萌海区漁業調整委員会 事務局長 武田健太郎  
 留萌海区漁業調整委員会 主任 大川 梓  
 石狩後志海区漁業調整委員会 事務局長 中山 威尉  
 石狩後志海区漁業調整委員会 主 事 小林 千紗
- 7 議案事項 議案第1号 会長の選出について  
 議案第2号 副会長の選出について
- 8 報告事項 (1) 北部日本海連合海区漁業調整委員会規程等について  
 (2) いか釣り漁業と他種漁業との操業協定について
- 9 その他

【議事の概要】

池田主幹	ただ今から、第16期第1回北部日本海連合海区漁業調整委員会を開催いたします。開会にあたり、漁業管理課物見課長から、ご挨拶を申し上げます。
物見課長	北海道庁漁業管理課の物見です。第16期第1回北部日本海連合海区漁業調整委員会の開催にあたり、一言、ご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、時節柄何かとご多用のところ、ご出席をいただきありがとうございます。本年4月に、全国の海区漁業調整委員会の一斉改選が行われ、本道における10海区において、新たな体制が発足したところであ

ります。漁業法第147条第4項の規定に基づき設置されております、本連合海区漁業調整委員会もこのたび、新たに関係海区漁業調整委員会から代表委員が選出され、本日、漁業法施行令の規定に基づき、知事が第1回委員会を招集させていただいたところであります。

ご承知のとおり北部日本海連合海区漁業調整委員会は、昭和41年に、北部日本海海域で操業するいか釣り漁業の漁業秩序と円滑な操業の確立を目的として発足し、他種漁業との操業協定を行うなど、今日に至るまで、本道沿岸の漁業調整に大きく貢献してきたところでもあります。

さて、近年、海面水温の極端な高温が続く海洋熱波をはじめとした気候変動等により、昨年は、秋サケの漁獲尾数が低迷したほか、コンブの漁獲量が初めて1万トン割り込む見込みであることに加え、ホタテ稚貝の採苗が不振となるなど、本道水産業にとって大変厳しい年となりました。こうした中、道では、水産業や林業・木材産業が抱える課題に対し一体的かつ効果的に対策を進めるため、昨年4月、新たに森林海洋環境局を創設するなど、組織機構を強化し、気候変動や成長産業化などの取組を進めているところですが、漁業生産の減少は、漁業者の経営はもとより、水産加工業など地域経済に極めて大きな影響を及ぼすことから、早期回復や安定化を図ることが喫緊の課題であり、海洋環境の変化に応じた対策をより一層進めていく必要があると考えているところです。

本委員会におかれましては、漁業法の基本理念に即し、委員会の機能が十分発揮されますとともに、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げ、簡単ですが、開催にあたってのご挨拶といたします。本日は、よろしく願いたいいたします。

池田主幹

本日は第1回の委員会ですので、委員の皆様をご紹介します。宗谷海区漁業調整委員会白取委員です。同じく斎藤委員です。留萌海区漁業調整委員会佐藤委員です。同じく祐川委員です。同じく蝦名委員です。石狩後志海区漁業調整委員会池守委員です。同じく佐藤委員です。同じく上山委員です。同じく中村委員です。

次に関係する海区漁業調整委員会事務局長を紹介します。宗谷海区漁業調整委員会辻事務局長です。留萌海区漁業調整委員会武田事務局長です。石狩後志海区漁業調整委員会中山事務局長です。

次に、水産林務部職員を紹介します。先程ご挨拶いただきました漁業管理課物見課長です。同じく大津課長補佐です。同じく相川課長補佐です。同じく藤原係長です。本日の進行を務めさせていただきます、主幹の池田です。どうぞよろしくお願いいたします。

物見課長

本日の委員会は、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないことから、漁業法施行令第15条の規定により、知事が招集しておりますので、会長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同	(異議なしの声)
物見課長	皆様のご賛同を得ましたので、議事に入らせていただきます。 それでは、初めに、出席人員の報告をいたします。委員定数12名中出席委員9名、欠席委員3名でありますので、本日の委員会は成立します。 それでは、ただいまから議事に入ります。議案第1号「会長の選出について」、議案第2号「副会長の選出について」は、関連がありますので一括上程いたします。議案について説明させます。
池田主幹	会長の選出につきましては、漁業法第137条第2項の規定により、委員が互選することとなっております。 また、副会長の選出については、北部日本海連合海区漁業調整委員会規程第3条の規定により、2名を置き、委員が互選することとなっております。
物見課長	互選の方法について、どのように取り計らいますか、お諮りします。
佐藤委員	選考委員会を設置して、選ぶことにしてはいかがでしょうか。なお、選考委員の数、指名は仮議長に一任します。
物見課長	ただいま、石狩後志地区の佐藤委員から提案がございましたが、御意義ありませんか。
委員一同	(異議なしの声)
物見課長	それでは、そのように取り運びさせていただきます。選考委員長1名、選考委員2名の方を指名いたします。選考委員長に、石狩後志海区の佐藤委員、選考委員に白取委員、祐川委員にお願いします。選考委員の方は、別室で選考していただきます。その間、暫時休憩といたします。
池田主幹	選考委員の皆様は、選考委員会室へ移動をお願いします。
物見課長	委員会を再開します。選考結果を佐藤選考委員長から発表願います。
佐藤委員	選考委員会の結果を発表いたします。別室で慎重に協議選考した結果、会長に石狩後志海区の池守委員、副会長に宗谷海区の大石委員、留萌海区の佐藤委員の2名を選考いたしましたのでご報告いたします。
物見課長	皆様の拍手をもってご承認をお願いします
委員一同	(拍手)
物見課長	会長及び副会長は、そのように決定します。以上で私に与えられました任務は終了しました。なお、この後は石狩後志海区に事務局をお願いして会議を進めてまいります。ご協力ありがとうございました。
中山事務局長	ただ今、第16期の新会長及び副会長が決定いたしましたので、会長に一言

	ご挨拶をお願いいたします。
池 守 会 長	皆様のご指名で会長となりました、池守と申します。先程課長からもお話がありましたが、道内の水産業は大変厳しい状況が続いております。いか釣り漁業は皆様のご承知の通り、大変厳しい状況でありますこと、皆さんと協力しながら頑張っていきますので、これからよろしくお願ひします。
中山事務局長	ありがとうございました。
池 守 会 長	<p>それでは報告事項に入る前に、本日の議事録署名委員について、委員会規程第8条により、私から指名いたします。上山委員、斎藤委員よろしくお願ひいたします。</p> <p>報告事項の(1)「北部日本海連合海区漁業調整委員会規程等について」報告を受けることと致します。事務局より説明願ひます</p>
中山事務局長	<p>最初に、資料1の委員会規程をご覧ください。この規程は、当委員会の運営に関する取扱について規定しています。第1条では本委員会は、宗谷岬から茂津多岬までの日本海海域における、いか釣り漁業の調整を図り、漁業秩序の確立を期するために設置されたこと。第2条では委員会の主たる事務所は石狩後志海区に、従たる事務所は宗谷海区と留萌海区に置いていること。第3条では委員会は各海区から選出された同数の委員をもって組織することとし、委員定数は12名となっていることが記載されています。第4条以下の規定につきましては、後程お目通しください。</p> <p>続きまして、資料2及び3をご覧ください。当委員会の個人情報保護に関する規程及び事務取扱要綱になります。当委員会が業務上保有する個人情報については、委員会が制定した規程に基づき、情報保護等の事務に適正に対応することとしています。</p> <p>続きまして、資料4及び5をご覧ください。当委員会の情報公開に関する規程及び事務取扱要綱になります。当委員会が業務上管理する公文書については、委員会が制定した規程に基づき、情報公開等の事務に適正に対応することとしています。なお、個人情報や情報公開に関する関係法令等の改正があった場合には、当委員会の規程等も見直していくことを申し添えます。説明は以上です。</p>
池 守 会 長	ただいま、委員会規程等について説明がありましたが、大変膨大な資料でありますので、お持ち帰りになって、お目とおし頂きたいと思ひます。これについて何か質問はありますか。
委 員 一 同	(なしの声)
池 守 会 長	それでは、報告事項の(2)「いか釣り漁業と沿岸漁業との操業協定について」報告を受けることと致します。
中山事務局長	資料6の操業協定書をご覧ください。この協定書は、北部日本海海域に

において、いか釣り漁業を操業するにあたり、漁業秩序の確立と漁具被害の防止を図ることを目的に、関係漁業者間で毎年締結されるものです。令和7年度の協定書は、令和7年5月8日の操業協定会議で原案のとおり決定され、現在調印作業を進めているところです。協定書には、1～2で沿岸漁業者が遵守すべき事項、3～4でいか釣り漁業者が遵守すべき事項、7～9で漁具被害処理を行うための積立準備金に関する事項、10～12で被害処理委員会の設置や運営に関する事項などが規定されています。

この協定の締結にあたっては、毎年、関係漁業団体から改定要望を取りまとめ、本委員会において要望内容を審議の上、操業協定（案）を決定し、協定会議へ提出することとしています。その委員会は、例年2月頃開催されています。なお、資料7は、いか釣り漁業によると思われる漁具被害の発生状況を取りまとめたものです。北部日本海海域では、令和6年度の漁具被害はありませんでした。令和5年度は2件、77万5千円であり、件数、金額ともには減少しましたが、これは漁場形成の状況等に関係しているものと考えられます。説明は以上です。

池 守 会 長

ただ今、事務局から説明がございましたが、質問などはございませんか。その他何かございますか。

特になければ、これを持ちまして委員会を終了します。本日はどうもありがとうございました。

上記顛末は事実と相違ないことを証します。

令和7年5月26日

会 長 池守 力

議事録署名委員 上山 稔彦

議事録署名委員 齋藤 孝良